

みんなで考えてみませんか?～いじめ防止講演会からのアドバイス～

いじめの起こりにくい学校・学級をつくるための、教師と保護者の連携のあり方

自信を持ってない子どもは、さらに自信のない子どもをいじめる傾向がある

教師と家庭がともに手を取り合い、子どもを褒めて自尊心を保持させることが大切

いじめの起こりにくい学校・学級がつけられる

成功体験は、自信につながる。自信が生まれると、周囲に優しくなれる。

子どもに役割を持たせ、それを果たすことをとおして、自信を持たせる。「誰かやってくれたの?」
「すごいね。ありがとう。」

家族がともに食卓を囲み、語り合うことで、子どもがいつでも自分の思いを打ち明けられる雰囲気をつくる。
「いじめ防止対策は家庭から」

令和元年度秋田市PTA連合会との連携による子どものいじめ防止講演会

講師：開善塾教育相談研究所 金澤 純三先生

新型コロナウイルス感染症に関するいじめの防止について ～差別や偏見、誹謗中傷は絶対に許されません～

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、差別や偏見、デマやSNS上の心ない書き込みなど、他人を傷つけるような言動が増えています。インターネットやSNS上には様々な情報があり、その中には不確かで事実と異なる情報も含まれています。公的機関が発表する情報を正しく理解し、間違った情報に惑わされないようにしましょう。

新型コロナウイルス感染症に関するいじめは、絶対に許されません。

みんなが不安な気持ちを持つ時だからこそ、もし、困っている友達がいいたら、「一緒に頑張ろう」と優しく声をかけ、支えてあげてください。

そして、もしもあなたが不安な気持ちになったら、一人で悩まずに、すぐに家族や友達、学校の先生など、信頼できる人に相談しましょう。

※本リーフレットに掲載している相談窓口も活用できます。

秋田市のいじめ防止にかかる主な組織

秋田市いじめ対策委員会

【役割】本市におけるいじめ防止の取組および、いじめ問題への対応に関し助言を行うとともに、必要に応じて、独自の第三者機関として、独自の調査等を行います。

【組織】弁護士、医師、人権擁護委員、大学教授、元校長、警察OB

秋田市いじめ問題対策連絡協議会

【役割】本市におけるいじめの状況等について関係機関が情報交換を行い、連携体制の強化を図ります。

【組織】校長会、秋田市PTA連合会、警察、公認心理師・臨床心理士協会、医師会、法務局、児童相談所、弁護士会、子ども未来センター、青少年に係る関係機関の代表

LINE等によるネットトラブルの未然防止に向けた協議会

【役割】ネットトラブルの未然防止に向け、学校と家庭が連携して取り組む内容を検討し、実践することを目指します。

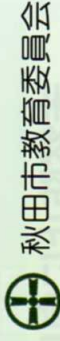
【組織】秋田市PTA連合会、小・中学校長会、警察の代表と教育委員会事務局職員

心と心が響きあう学校をめざして

本リーフレットの作成にあたって、保護者・地域のみなさまへ

子どもは、一人ひとり、かけがえのない存在として大切にされ、希望を胸に学校生活を送り、心の通い合う豊かな人間関係をつくりながら、健やかに成長していきます。

そのためには、家庭、地域、学校が、それぞれの役割を果たしながら、互いに緊密な連携を図ることが大切であると考えます。どうぞ、本リーフレットをお手に取り、本市の取組をご理解いただき、力を合せて子どもたちの健やかな未来を築いていきましょう。



秋田市教育委員会

いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
【いじめ防止対策推進法より】

いじめの態様（実際に、学校が認知している事案の例）

冷やかし、からかい、悪口 / 集団による無視、仲間はずれ
ぶつかる、たたく / 金品を隠す、壊す
本人が嫌なことをする、させる

インターネットを通じて行われるいじめも認知しています。

- ・本人が知らないLINEグループ内に、悪口を載せる。
- ・オンラインゲーム内に、からかうコメントを載せる。
- ・SNS上での誹謗中傷。

いじめは…

- どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。
- 人権侵害であり、人として絶対に許されない行為です。
- 刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為です。
- 被害も加害も経験する場合があります。
- 加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」「傍観者」の存在など集団全体に関わる問題です。
- 見ようとしなければ見えないものです。
- いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できません。
- 学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題です。

秋田市のいじめの状況

「令和元年度いじめの状況報告（市調査）より」

- ・令和元年度にいじめを認知した学校は、小学校42校のうち34校、中学校24校のうち17校、高等学校2校のうち2校でした。
- ・いじめの認知件数は、小学校129件、中学校54件、高等学校23件でした。
- ・いじめ認知件数がゼロの学校は、その旨を保護者や地域の方々へ公表しています。
- ・年度内に解決に至らなかった事案については、学校は、現在も解消に向けた取組や見守りを継続しています。
- ・いじめの内容は、「悪口や冷やかし、からかい」「仲間はずれ、無視」が多く、SNSやオンラインゲーム上のいじめも確認されています。

学校では、このように取り組めます

未然防止に向けて

- ◆子どもや保護者の言葉に耳を傾け、日常的な関わりをとおした児童生徒理解に努めます。
- ◆「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、心の通う人間関係を築く力を養います。
- ◆子どもの特性や心情に配慮し、安心して活動できる授業づくり、集団づくりを推進します。
- ◆道徳科や学級活動、児童会・生徒会活動などをおして、子どもたちが、いじめ問題について考え、議論する学校づくりを目指します。

早期発見のために

- ◆子どもや保護者が、安心して相談できるように信頼関係づくりに努めます。
- ◆ささいな兆候であっても、「いじめではないか」ととらえ、迅速で正確な事実関係の把握に努めます。
- ◆定期的なアンケートを実施するほか、担任と子どもとの「ふれあいノート※」や、個別面談をおして、いじめの早期発見に努めます。

※ふれあいノート

子どもの気持ちや考え、人間関係の状況などを多面的に理解することを目的とした、教員と生徒間で日常的に交わされているノート

学校に相談するときには…

学校 代表 ☎（

対応にあたって

- ◆いじめの情報が教職員に寄せられた時は、最優先に取り組めます。
- ◆いじめを受けた子どもやいじめを知らせた子ども、およびその保護者に、「絶対に守る」ことを約束し、安全の確保に努めます。
- ◆保護者に対して、対応方針を説明し、指導の経過や結果を随時報告するなど、継続的に連携を図ります。
- ◆いじめた子どもとその保護者とともに、原因や背景を踏まえ、再発防止の取組について話し合います。
- ◆いじめが解消しても、再発する可能性があることを踏まえ、注意深く見守ります。

家庭や地域との連携を密に

- ◆「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載するなど、保護者や地域の方々に情報提供します。
- ◆学校のいじめ対策委員会の取組や役割について、保護者や地域の方々に情報提供します。
- ◆保護者や子どもに対してアンケートを定期的に実施し、学校のいじめ防止等の取組に生かします。
- ◆PTAや学校運営協議会等の機会をとらえ、いじめ防止の取組といじめ問題への対応について説明・協議し、連携を図ります。

）担任 ☎（

あなたからの相談を待っています

いじめによる犯罪被害をなくすために…

■警察

いじめで悩んでいる「あなた」、これからのことについて相談してください。一人で悩まず、一緒に考えよう。相談を受け付けております。

【秋田臨港警察署】 018-845-0141

【秋田中央警察署】 018-835-1111

【秋田東警察署】 018-825-5110

いじめ問題の解決が困難なときは…

■秋田弁護士会

私たちは、いじめの問題が深刻化しないよう、相談に応じるなどして早期かつ適切な解決を図っています。いじめ等の相談（面談による無料相談）は、次の番号で受け付けています。
018-896-5599

子どもと家庭に関する相談は…

■秋田市子ども未来センター

いじめを受けることは、とても辛いこと。見守る保護者も同じようにつらいことです。当センターでは相談者の意思を尊重しながら、一緒に考え、サポートします。ぜひ、ご相談を。

【ぐりーん・えこー（家庭教育相談）】 018-887-5337

【子ども家庭相談】 018-887-5339

いつも見守っています

いじめによる心と体の問題に関する相談は…

■秋田市医師会

秋田市医師会では、小・中学校に学校医を配置し、養護教諭や学校からの相談に対応しています。また、いじめによる体や心の問題は、各医療機関で対応しますのでご相談ください。子どもたち、保護者の方々、学校や関係機関の皆さんと一緒にいじめについて考えていきます。

地域の子どもたちを温かく見守り続けます

■秋田市民生児童委員協議会

私たちは、地域の子どもたちの、出生、入園・入学を見守り続けている、一番身近な相談相手です。どんな小さな悩み事や、ささいな心配事でもかまいません。いつでも相談してください。地域の民生児童委員がお待ちしています。

いじめなど、子どもの人権問題に関する相談は…

■秋田地方事務局

法務局では、基本的人権の擁護を図ることを目的として相談を受け付けています。法務局の職員または人権擁護委員が皆さんのお話を聞いて、どうしたらよいかを一緒に考えます。一人で悩まずにお電話ください。
【子どもの人権110番】0120-007-110

18歳未満の子どもに関する相談は…

■秋田県中央児童相談所

児童相談所では、18歳未満の子どもに関する各種相談を受け付けており、いじめに関する相談にも応じています。秘密は守りますので、安心してお電話ください。電話は、24時間365日つながります。
【秋田県子ども家庭相談電話】
0120-42-4152（よいこに）

子どもと家庭に関する相談は…

■秋田市子ども未来センター

いじめを受けることは、とても辛いこと。見守る保護者も同じようにつらいことです。当センターでは相談者の意思を尊重しながら、一緒に考え、サポートします。ぜひ、ご相談を。

【ぐりーん・えこー（家庭教育相談）】 018-887-5337

【子ども家庭相談】 018-887-5339

いつも見守っています

学校でいじめに悩んだら…

■秋田県公認心理師・臨床心理士協会

各学校で、カウンセラーに相談することができます。いじめの当人だけでなく、保護者や友達でも相談可能です。いじめかどうか不明なときでも、気になることがあれば、対応と一緒に考えましょう。

いつでもそばにいます…

■秋田市PTA連合会

私たちは、子どもたちの一番身近な存在として、子どもたちと向き合い、変化を敏感に感じ取り、学校や地域と連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組みしていきます。
愛してやまない子どもたちのために。